

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

医療法人 和同会 グループホーム山口リハ

重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

医療法人和同会グループホーム山口リハ（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が適正な認知症対応型共同生活介護（以下サービスという）を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、家庭的な環境のもとで、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話及び機能訓練等を適切に行います。
- ②関係の市町や保険・医療・福祉サービス機関、地域との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③事業所自ら、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、懇切丁寧に必要なサービスの提供の方法を説明し、サービスを提供いたします。
- ⑤サービスの提供にあたっては利用者本人や他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑥利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制を整えるとともに、研修を行い、高齢者虐待防止につとめます。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 グループホーム山口リハ
- (2) 運営主体 医療法人 和同会
- (3) 代表者名 理事長 高橋 幹治
- (4) 所在地 山口県山口市黒川 3380 番地
- (5) 電話番号 083-921-1240
- (6) 指定事業所番号 3570300842
- (7) 設備概要

2 ユニット 個室 18 室 共用トイレ各ユニット 3 か所 浴室各ユニット 1 か所 居間・食堂・台所各ユニット 1 か所

1 ユニット目 鉄筋コンクリート造り 4 階の建ての地下 1 階

2 ユニット目 鉄筋コンクリート造り 4 階の 1 階

敷地面積 782.77 m² 延床面積 745.94 m² 1 室あたりの居室面積 12.41 m²

3. 職員の職種、人数、職務内容

(1) 管理者 1 名 (2 ユニット兼務)

事業所・従業者の管理、運営や経営に関する役割を担います。

(2) 計画作成担当者 2 名 (介護従事者と兼務・うち1名は介護支援専門員)

介護サービス計画 (ケアプラン) を作成します。

(3) 介護従事者 15 名以上

利用者の心身の状況に応じて、日常生活の介護を提供します。

(4) 支援相談員 1 名以上

利用に関する相談や手続き、関係機関との連絡調整など事業所窓口の役割を担います。

4. 勤務体制

管 理 者 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

支 援 相 談 員 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

介 護 職 員 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 4 名 以 上 (各 ユ ニ ッ ト 2 名 以 上)

1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 2 名 (各 ユ ニ ッ ト 1 名)

1 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0 2 名 (各 ユ ニ ッ ト 1 名)

5. 医療との連携

(1) 協力医療機関

医療機関名 医療法人和同会 山口リハビリテーション病院

所 在 地 山口市黒川3380番地

連 絡 先 083-921-1616

(2) 看護師による 24 時間連絡体制

協力医療機関との連携により、看護師に 24 時間連絡がとれる体制を整えています。

利用者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、主治医との連絡業務に当たります。

6. 利用定員

2 ユニット 18 名 (1 ユニット 9 名ずつ)

7. サービスの内容

サービス計画の作成

- ・適切なアセスメントのうえ介護計画を立案し、可能な限り自立した、本人の希望する生活が実現できるようサービスを提供します。

食事

- ・利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を提供します。
- ・可能な限り従業者と利用者との共同作業で食事の提供を提供します。

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立にむけた適切な援助を行います。

入浴

- ・利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行います。原則、週2回の入浴または清拭を行います。

日常生活の介護

- ・個人の生活リズムに合わせ自立に向けた支援をいたします。
- ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・清潔な生活環境を提供します。

機能訓練

- ・離床援助、家事共同等により生活機能の維持改善に努めます。

レクリエーション

- ・レクリエーション活動、行事等のサービスを提供します。

生活相談

- ・利用者及び身元引受人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。必要に応じ行政手続き代行・関係機関との連絡調整を行います。

記録の保存

- ・サービス提供に関する記録を作成するとともに、これをサービス提供開始した日から5年間保存いたします。

8. 利用料金

別紙「利用料金表」のとおり定めています。

支払いは「利用料金表」で定めた、介護保険給付対象サービス、給付対象とならないサービス料金を合わせて、サービス提供月の翌月15日に、ゆうちょ銀行、または山口銀行口座からの自動引き落としとします。

9. 入居対象者

- (1)～(5)に該当する方を入居対象者とします。
- (1) 要支援2、要介護1～5の介護認定を受けており、かつ医師から認知症の診断を受けていること。
- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (3) 自傷他害のおそれがないこと。
- (4) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (5) 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活

介護契約条項を承認できること。

10. 退居について

(1) 利用者及び身元引受人からの退居の申し出。

契約の解除を希望される場合は退居を希望する日の7日前までお申し出ください。正当な理由がある場合は即時契約解除する事ができます。

(2) 事業所からの申し出により退居していただく場合。

以下の場合には、事業所から退居をお願いすることがあります。

- ① サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ② 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、故意又は重大な過失により事業所または従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける等によって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が医療機関に入院し、明らかに退院できる見込みがない場合。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合。
- ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 災害等により事業所の滅失や重大な損壊があり、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

(4) 居室の整理について

退居される際に、居室を入居時の状態にさせていただく事をお願いしています。

畳の表替等、カーテンクリーニング、壁紙の張替え（汚れが目立つとき）は実費にてご負担いただきます。費用については別紙「利用料金表」のとおり定めています。

11. 退居時の援助

契約の終了により利用者が退居する際には、利用者及び身元引受人の希望、退居後に生活されることになる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

12. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器、その他の設備、飲料水について衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所において感染症が発生、まん延しないよう①~③の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止の対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、その内容は従業者に周知徹底します。

- ②事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備します。
- ③事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

グループホーム山口リハ感染対策等担当者 管理者 竹田一郎

13. 虐待防止のとりくみ

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を6月に1回開催するとともに、その内容を従業者に周知します。
 - ②「虐待防止のための指針」を整備します。
 - ③虐待防止のための職員研修を年2回実施します。
- (2) 高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待を発見した場合には、速やかにこれを市町村へ通報します。

グループホーム山口リハ 虐待防止の取り組み責任者 管理者 竹田一郎

14. 身体拘束適正化の取り組み

- (1) サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 「身体拘束適正化のための指針」を整備するとともに、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合にはその事由を利用者及び身元引受人等に「身体拘束適正化のための指針」をもって説明し、同意を得ます。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合には、緊急やむを得ない理由、拘束の態様、拘束時間、拘束された入居者の心身の状況を記録します。
- (4) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催します。
- (5) 身体拘束適正化のための職員研修を年2回実施します。

15. 非常災害対策

別に定める「山口リハビリテーション病院防災計画」に基づき防災活動、避難・誘導を行います。

定期的に職員及び利用者が参加する防災、避難訓練を実施し、風水害を含めた非常災害対策に万全を期するものとします。

16. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続するためまた非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な

措置を講じます。

(2) 業務継続計画にもとづいた職員研修、及び訓練を年2回行います。

17. サービス内容に関する苦情

サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

苦情受付の窓口を設置しておりますので、以下までご連絡ください。

認知症対応型共同生活介護 医療法人和同会 グループホーム山口リハ

苦情解決責任者 管理者 竹田一郎

相談窓口担当者 支援相談員 大平圭子

電話 038-921-1240

・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

山口市介護保険課 電話 083-934-2795

山口県国民健康保険団体連合会 電話 083-995-1010

山口県長寿社会課 電話 083-933-2774

18. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び身元引受人に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

19. 個人情報の保護

(1) 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。

(2) 事業所は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他利用者が、「個人情報の使用に係る同意書」にて予め同意しているもの以外に、利用者及び身元引受人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

(3) 事業所で作成し保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び身元引受人はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

20. 事故発生時の対応

事業所は、万一事故が発生した場合、速やかに関係機関、身元引受人へ連絡し、必要な対応を行います。

21. 損害賠償責任

サービス提供にあたって、事故が発生し利用者の生命、身体、財産の損害を生じさせた場

合にはその損害を賠償します。ただし、事業所の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。なお、利用者または身元引受人に重大な過失がある場合には、賠償額を減額することができます。

22. 地域との連携

(1) 事業所は周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、市町の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。

(2) 2か月に1回、運営推進会議を開催し、運営推進会議による評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

23. 介護サービスの評価

自らサービスの質の評価（自己評価）を実施するとともに、年1回運営推進会議を活用した外部評価を受け、それらの結果等を公表しています。自己評価、外部評価の結果等は事業所内に自由に閲覧できるファイルを用意しています。

24. ハラスメント防止

事業所は職場における「ハラスメント防止規程」を定め、良好な職場環境の実現に努めています。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービス提供の開始にあたり、利用者及び身元引受人に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

認知症対応型共同生活介護 医療法人和同会 グループホーム山口リハ

【説明者】 支援相談員

令和 年 月 日

私は、本書面により重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に同意します。

【契約者（利用者）】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者) _____ 印

【身元引受人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続柄)